

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社瀬戸ウィンドヒルが、愛媛県西宇和郡伊方町において、自社で稼働中の「瀬戸ウィンドヒル発電所」(総出力11,000kW、単機出力1,000kWの風力発電設備11基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、最大で総出力13,000kW、単機出力4,200kW程度の風力発電設備3基程度に建て替える事業である。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

風力発電設備の建て替えは、既存の道路や送電線等を利用することにより、新設する場合に比べ、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。また、本事業は、風力発電設備の設置基数を11基から3基程度に減少する計画であり、建て替え後の風力発電設備の規模、配置及び環境影響の程度によっては、環境影響評価手法の合理化を検討することも可能である。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居及び社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在し、また、想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリ等の渡りの経路が確認されている。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既設の風力発電設備における調査結果で得られた情報を整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。

なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリ等の渡り経路が確認されているが、平成28年度から平成29年度にかけて既設風力発電設備において事業者が実施したバードストライク調査では、バードストライクにより死傷したことが明らかな個体は確認されていない。

また、本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観に対する影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、「高茂高原」等の主要な眺望点が存在しているほか、佐田岬半島宇和海県立自然公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「権現山展望台」が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、主要な眺望点等の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。